

株式会社P R T I M E S

定 款

定 款

第1章 総 則

第1条 （商 号）

当会社は、株式会社PR TIMESと称し、英文では、PR TIMES, Inc.と表示する。

第2条 （目 的）

当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- （1）広報の企画、制作及び広報代理業務
- （2）広告宣伝の企画、制作及び広告代理業務
- （3）インターネットを利用した各種情報処理サービス及び情報提供サービス
- （4）デジタルコンテンツの企画、制作、配信及び販売
- （5）インターネットのホームページの企画、制作、販売、運営及びその仲介業務
- （6）コンピュータソフトウェアの企画、開発、販売、使用許諾、保守、輸出入及びその仲介業務
- （7）各種マーケティング業務
- （8）前各号に関連する業務のコンサルティング及び業務受託
- （9）子会社および関連会社の事業活動に関する運営管理業務
- （10）上記各号に付帯関連する一切の業務

第3条 （本店の所在地）

当会社は、本店を東京都港区に置く。

第4条 （機関構成）

当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置くものとする。

- （1）取締役会
- （2）監査役
- （3）監査役会
- （4）会計監査人

第5条 （公告の方法）

当会社の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載する方法による。

第2章 株 式

第6条 （発行可能株式総数）

当会社の発行可能株式総数は、40,000,000株とする。

第7条 （自己の株式の取得）

当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

第8条 （単元株式数）

当会社の単元株式数は、100株とする。

第9条 （単元未満株式についての権利）

当会社の単元未満株式を有する株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- （1）会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- （2）会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- （3）株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

第10条 （基準日）

当会社は、毎決算期の最終の株主名簿に記載または記録された株主をもって、その決算期に関する定時株主総会において株主の権利を行使すべき株主とする。

2. 前項の規定にかかわらず、同項の株主の権利を害しない場合は、同項記載の日の後に、募集株式の発行、合併、株式交換又は吸収分割その他これに準ずる事由により当会社の議決権を有する株式を取得した者の全部又は一部を、当該定時株主総会において議決権を行使することができる株主と定めることができる。

3. 第1項のほか、必要があるときは、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主又は登録株式質権者としてすることができる。

第11条 （株主名簿管理人）

当会社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって選定する。

3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿は、株主名簿管理人の事務取扱場所に備え置き、株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新

株予約権に関する事務は株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

第12条（株式取扱規則）

当会社が発行する株券の種類ならびに株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、その他株式ならびに新株予約権に関する取扱いおよび手数料は、法令または定款に定めるもののほか、取締役会において定める株式取扱規則による。

第3章 株主総会

第13条（株主総会の招集）

当会社の定時株主総会は、事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時招集する。

第14条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）

当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかる情報を、法務省令に定めるところに従い、インターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。

第15条（招集権者および議長）

株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議により、取締役社長が招集し議長となる。

2. 取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会の定める順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し議長となる。

第16条（株主総会の決議方法）

株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項の規定による決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。

第17条（議決権の代理行使）

株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会毎に代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

第18条（株主総会の議事録）

株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他の法令に定める事項については、議事録に記載または記録する。

第4章 取締役および取締役会

第19条（取締役の員数）

当会社の取締役の員数は10名以内とする。

第20条（取締役の選任）

取締役は、株主総会において選任する。

2. 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。

3. 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

第21条（取締役の任期）

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 増員または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

第22条（代表取締役および役付取締役）

取締役会は、その決議により取締役の中から代表取締役社長1名を定め、必要に応じて会長1名、副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を定めることができる。

第23条（取締役会の招集権者および議長）

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し議長となる。

2. 代表取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し議長となる。

第24条（取締役会の招集通知）

取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および監査役に対してその通知を発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2. 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開くことができる。

第25条（取締役会の決議方法）

取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席した取締役の過半数をもって行う。

2. 決議について特別の利害関係がある取締役は、議決権を行使することができない。

3. 当会社は、会社法370条の要件を満たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第26条（取締役会の議事録）

取締役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

第27条（取締役会規程）

取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。

第28条（取締役の報酬）

取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受け取る財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議により定める。

第29条（取締役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、同法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第5章 監査役および監査役会

第30条（監査役の員数）

当会社の監査役の員数は3名以内とする。

第31条（監査役の選任）

当会社の監査役は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数の決議によって選任する。

第32条（監査役の任期）

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了すべき時までとする。

第33条（常勤監査役）

監査役会は、その決議により監査役の中から常勤の監査役を選定する。

第34条（補欠監査役）

法令または定款に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠監査役を選任することができる。

2 補欠監査役の選任決議の定足数は、第31条第1項（監査役の選任）の規定を準用する。

3 第1項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。

4 補欠監査役の選任の効力は、選任後最初に到来する定時株主総会が開催されるまでの間とする。

第35条（監査役会の招集通知）

監査役会の招集通知は、各監査役に対し、監査役会の日日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。

2. 監査役会は、監査役全員の同意があるときは、招集手続を経ないで開催することができる。

第36条（監査役会の決議方法）

監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって

行う。

第37条（監査役会の議事録）

監査役会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項については、議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名をする。

第38条（監査役会規程）

監査役会に関する事項については、法令または本定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。

第39条（監査役の報酬）

監査役の報酬等は、株主総会の決議により定める。

第40条（監査役の責任免除）

当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であったものを含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第6章 会計監査人

第41条（選任方法）

会計監査人は、株主総会において選任する。

第42条（任期）

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

2. 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

第7章 計 算

第43条（事業年度）

当会社の事業年度は、毎年3月1日から翌年2月末日までの1年とする。

第44条（期末配当金）

当会社は、株主総会の決議によって、毎年2月末日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、金銭による剰余金の配当（以下「期末配当金」という。）を支払う。

第45条（中間配当金）

当会社は、取締役会の決議により、毎年8月31日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、会社法第454条第5項に定める剰余金の配当（以下「中間配当金」という。）を行うことができる。

第46条（期末配当金等の除斥期間）

期末配当金は、支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れるものとする。

（制定及び改定の履歴）

平成17年12月14日

平成18年6月23日

平成19年2月1日

平成20年5月28日

制定

第5条（発行可能株主総数）、第7条（株式の譲渡制限）、第9条（株式取扱規則）、第10条（株主総会の招集）、第12条（決議の方法）、第18条（任期）、第23条（取締役会の決議方法）、第24条（報酬）、第28条（任期）、第29条（報酬）、第30条（事業年度及び決算期）、第31条（期末配当金）、第32条（期末配当金の除斥期間）改定

第6条（株券の不発行）、第14条（取締役会の設置）、第24条（監査役の設置）、第26条（範囲）の新設

第1条（商号）改定

附則の文言に基づく削除

平成20年10月28日

平成25年 3 月 2 日

平成26年 5 月29日

平成26年 7 月16日

第2条（目的）改定

第5条（発行可能株式総数）の改定

第2条（目的）改定

第1条（商 号）、第6条（発行可能株式総数）、第7条（株券の発行）、第10条（株式取扱規則）、第12条（招集権者及びおよび議長）、第13条（株主総会の決議方法）、第16条（取締役の員数）、第17条（取締役の選任）、第18条（取締役の任期）、第19条（代表取締役および役付取締役）、第20条（取締役会の招集権者および議長）、第21条（取締役会の招集通知）、第22条（取締役会の決議方法）、第25条（取締役の報酬）、第5章 監査役および監査役会、第27条（監査役の員数）、第28条（監査役の選任）、第29条（監査役の任期）、第35条（監査役の報酬）、第37条（事業年度）、第39条（期末配当金等の除斥期間）改定

第4条（機関構成）、第15条（株主総会の議事録）、第23条（取締役会の議事録）、第24条（取締役会規則）、第26条（取締役の責任免除）、第30条（常勤監査役）、第31条（監査役会の招集通知）、第32条（監査役会の決議方法）、第33条（監査役会の議事録）、第34条（監査役会規程）、第36条（監査役の責任免除）新設
旧第14条（取締役会の設置）削除

第5条（公告の方法）、第8条（株式の譲渡制限）、第9条（基準日）、第11条（株主総会の招集）、第14条（議決権の代理行使）、第15条（株主総会の議事録）、

	第4章 取締役および取締役会、第38条 (期末配当金)、(制定および改定履歴) 上記条項の新設、削除に伴う各条項番号の 改定ないしは、各条文の字句の統一(及び →および、又→また等)および句読点の修 正
平成27年1月14日 平成27年5月27日	第6条 (発行可能株式総数)の改定 第2条(目的)の改定、第10条(株主名簿 管理人)の新設、第11条(株式取扱規則) および第25条(取締役会規程)の改定
平成27年8月26日	第5条 (公告の方法)、第6条 (発行可 能株式総数)の改定、 第7条 (自己の株式の取得)の新設、 第8条 (単元株式数)の新設、 第9条 (単元未満株式についての権利)の 新設、 第10条 (基準日)の改定、 第13条 (株主総会の招集)の改定、 第14条 (株主総会参考書類等のインター ネット開示とみなし提供)の新設、 第6章 会計監査人の新設、 第44条 (中間配当金)の新設
平成28年5月25日	第34条(補欠監査役)の新設 上記条項の新設に伴う各条項番号の改定
平成30年5月23日	第19条(取締役の員数)、第21条(取締役 の任期)の改定
令和2年5月26日 令和2年8月5日	第6条(発行可能株式総数)の改定 第6条(発行可能株式総数)の改定
上記は当会社の定款に相違ありません。 令和2年8月5日	

東京都港区南青山二丁目27番25号
株式会社P R T I M E S

代表取締役 山 口 拓 己